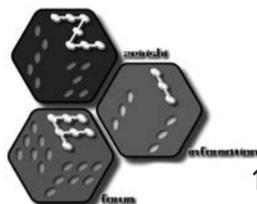


# 情報通

2020 January 1月号

発行：東京税理士会 情報システム部  
 題字：神津 信一 (四谷)  
 (税理士会員章の日輪と八重桜をイメージしています。)



## 税理士情報フォーラム2019を開催しました！

### 税理士事務所の働き方改革／2か所事務所？テレワーク？

12月3日(火)、東京税理士会館にて当部主催の「税理士情報フォーラム2019」を開催し、300名以上の方が来場されました。今月号は当フォーラムで行われた、以下2講演の内容をご紹介します。

#### 講演① 制度上の税理士事務所の働き方改革～次期税理士法改正に関する答申を踏まえて～

講師：制度部長 大谷 義幸

##### 1. ICT化社会における税理士事務所のあり方

我が国では、人口減少と高齢化社会の局面を迎え、ICT化社会のもと1億総活躍社会を目指し、働き方改革が進められています(答申)。「働き方改革」とは、少子高齢化が進む我が国の50年後においても人口1億人を維持し、誰もが家庭・職場・地域で活躍できる社会を実現し、多様な働き方を選択できる社会の実現を目指す改革です。こうした状況の中、税理士法上の「事務所の設置義務」「2か所事務所禁止規定」について検討し、ICT化社会における適正な事務所運営のあり方を示すべき時期が来ているという問題意識があります。特にテレワークに関しては、一定の見解を示すべきというものです。



##### 2. 現行税理士法上の事務所の設置義務及び2か所事務所禁止規定

現行税理士法では、法第40条(事務所の設置)で「税理士及び税理士法人は、税理士業務を行うための事務所を設けなければならない。」(1項)「税理士は、税理士事務所を2以上設けてはならない。」(3項)と規定しています。この規定の淵源は、税務代理士法(昭和17年制定)第7条です。

第7条 税務代理士八命令ノ定ムル所ニ依リ税務代理業ニ関シ事務所ヲ設クベシ  
 そして、税理士法制定時(昭和26年)において、第40条1項及び2項に現行法とほぼ同様に規定されました。

昭和38年12月6日の「税理士制度に関する答申」(税制調査会)の中で、事務所設置の義務について次のように述べています。(抜粋)

「現在、税理士は、税理士業務を行うための事務所を設けなければならないこととなり、またこの場合、国税庁長官の許可を受けた時を除き、事務所は2以上設けてはならないこととなっている。税理士法が、税理士事務所を原則として1個に限定した趣旨は、おおむね、①税理士の業務活動の本拠とし

てこれを1個に限定することが、法律関係を明確にすることにおいて便利(便宜)であること及び②個人の監督能力をこえて業務範囲を拡大することを事務所の面から規制し、これにより、にせ税理士の出現を予防することの2点にあるものと考えられる。(中略)事務所を1個に限定することは、にせ税理士の温床をなくするという意味で望ましいわけである(後略)」

この趣旨は、時代の変遷・社会環境の大きな変化の中、将来においても不変であるというのが、今回の税理士法改正の答申となっています。

##### 3. 税理士事務所におけるテレワーク

テレワークとは、ICTを利用し、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方です。総務省のホームページに掲載されているテレワークの意義・効果のうち、税理士事務所が有効に活用できる視点として、①出産・育児・介護と仕事の二者択一を迫る状況の緩和、②有能・多様な人材の確保と流出防止、能力の活用、③非常災害時の事業継続などが挙げられます。特に①、②は税理士事務所の喫緊の問題となっています。

総務省では、主なテレワークを①「在宅勤務」、②「モバイルワーク」、③「施設利用型勤務」として示していますが、現実には①②③を複合的に行うことになろうと考えられます。このうち「施設利用型勤務」については、現行通達40-1から、明らかに2か所事務所に該当するため、認めることはできない、と答申では述べています。

##### 通達40-1(事務所)

法第40条に規定する「事務所」とは、継続的に税理士業務を執行する場所をいい、継続的に税理士業務を執行する場所であるかどうかは、外部に対する表示の有無、設備の状況、使用人の有無等の客観的事実によって判定するものとする。

よって、現行通達はICT化社会の税理士事務所のあり方に対応しなくなりつつあります。答申に示すとおり、テレワークに関する指針を早急に策定する必要があるといえるでしょう。

#### 講演② 技術面からみたテレワーク、クラウド活用の働き方改革

講師：情報システム部委員 杉山 靖彦

東京都の有効求人倍率が2倍を超え人手不足が著しい中、税理士自身の生産性を飛躍的に向上させるための「クラウド」の活用と、「バーチャル勤務」環境構築の検証について講演した要約を下記に記します。

##### 1. クラウドの活用

今やインターネットに接続できる環境であれば、機器を問わず、いつでも、どこでも、誰でも、自由に情報にアクセスすることができます。この環境を活用すれば、いつでも、どこでも、どの方法でも、どの端末からも、クライアントに対応するために簡単に必要な情報を調べることができるわけですが、具体的には、VPNとWindows標準搭載のリモートデスクトップ、またはChromeリモートデスクトップ、TeamViewerを導入することになります。

##### 2. バーチャル勤務とは

税理士事務所におけるテレワークの形態として、遠隔地から事務所にリモートで勤務する「バーチャル勤務」というものを定義してみました。バーチャル勤務において目指したのは、他の事務所勤務の職員とできる限り同様に管理・監督できる体制です。そのため、常勤勤務・業務は全て事務所内設置のPCで行う。電話応対もする。FAXの受発信も行う。できないことは、物理的に手を出したり、足を運ぶことのみというものです。

##### 3. 事務所内環境の構築例

検証環境においては、税務会計アプリケーションをはじめ、業務上使用するアプリケーションは全て事務所内設置のPCにインストール。在宅職員には、TeamViewerのみをインストールしたカメラ付きPCを貸与してみました。データの受け渡し、コミュニケーションは、方法は問わず全て事務所を窓口として顧問先と行い、保管・管理は、全て事務所内サーバーにて行います。

##### 4. 職員の管理・監督について

もっとも重要な職員の管理・監督ですが、勤務中はSkypeで常時接続することによって、常に勤務者の顔が見える状態にし、常にコミュニケーションできる状態を保てるようにしてみました。

また、画面共有のできるTeamViewerで事務所内設置のPCをリモート操作させることによって、今、職員が何の業務を行っているのかを目視で確認することができるようになります。さらにキーロガーソフトを導入してパソコン上の全ての操作ログを記録することによって、職員の現在はもちろんのことながら、過去にさかのぼって管理・監督を行うことができることとなります。本検証においては、東京国税局の税理士監理官より「十分配慮した様子が伺えるが、設備を整えるというよりは、その設備を通してどのように管理監督責任を十分に果たせるか、といった担保が持てるかどうか重要」というコメントを頂いております。

今回の検証環境は決して高価で特別な機器を必要とするものではなく、おそらく今後、導入が積極的に進んでいくものと予想していますが、十分に管理監督責任を果たせるかといった点に留意しながら検討して頂きたいと思っております。



情報システム部では電子申告に関する質問(電子申告・電子納税・マイナンバー取扱)を募集します！

電子申告に関する疑問をお持ちの方は、本会HP>税理士の方へ>税理士のためのICT講座>電子申告等に関する質問コーナーの【質問内容募集フォーム】よりお送りください。